

新宿区立区民ホール（四谷・牛込筆筒・角筈）利用規約

2019年10月1日

利用承認書

ホールご利用当日に利用承認書をお持ち頂きホール担当者に提示ください。なお利用承認書の再交付は出来ません。

利用承認書の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

利用権の譲渡等の禁止

利用承認を受けた施設や附帯設備等の利用権を譲渡したり、転貸したりする事は出来ません。

利用の取消

利用の取消には取消申請の手続きが必要となります。**利用開始日の14日前までに事前連絡のうえ**ご利用のホール事務所へおいでください。確認のため**利用承認書もしくは振込依頼書**をご持参ください。利用料金の7割をお客様ご指定の口座に振込ませて頂きます。

（所定の手続きから約2週間後のお振込。また同月内・同ホールで別日ご利用の場合は利用日の変更が可能な場合が有ります。次の「利用日等の変更」をご確認ください）

※お申し込みの際、**ホール利用申請書類を作成した時点でご利用確定**となります。

※ホール抽選会においては**ご利用日時を記入した申請書をお渡しした時点でご利用確定**となります。

※ご利用確定後のキャンセルは、**ご入金の有無にかかわらず、取消手数料（利用料金の3割）が発生します。**

※振込み入金の場合、入金前は仮押さえということではございません。**利用確定以降はご入金前でもキャンセルされる場合は取消手数料（利用料金の3割）をご請求させていただきます。**予めご了承の上お申込ください。

※取消の場合はすべて、ご利用のホール事務所にてキャンセルの手続きが必要となります。

取消の手続きに伴いご持参いただきたいもの

- 利用承認書もしくは振込依頼書
- 手続きにいらっしゃる方の印鑑

手続き上記載していただく必要があるもの

- お振込金融機関の以下5点
- ①銀行名 ②支店名（ゆうちょの場合「店名」と「店番」）
- ③普通口座か当座口座か ④口座番号 ⑤口座名義

利用日等の変更

利用日等を変更ご希望の場合は、利用日の14日前までに変更の申請をして頂き承認を受けてください。尚変更に関しましては下記の事項にご注意ください。

- ① 変更の手続きは、1件の申請につき1回限りとさせていただきます。（同月内・同ホールに限る）
- ② 変更後、利用料金が変更前の利用料金を超える場合は、その差額をお支払いください。
- ③ 変更後の施設利用料金が、変更前の利用料金を下回る場合は、差額の7割をお返しし、3割を手数料として徴収いたします。予めご了承ください。

変更の手続きに伴いご持参いただきたいもの

- 利用承認書もしくは振込依頼書
- ☆**変更に伴う還付がある場合は、下記ご確認の上ご来館ください。**
- 手続きにいらっしゃる方の印鑑をご持参ください。
 - お振込金融機関の以下5点、ご確認の上ご来館ください。
 - ①銀行名 ②支店名（ゆうちょの場合「店名」と「店番」）
 - ③普通口座か当座口座か ④口座番号 ⑤口座名義

返金について

下記の場合に限り、利用料の一部または全額を返金いたします。

- ① 利用者の責任によらない事由で利用が出来なくなった場合・・・全額
- ② 利用日の14日前までに利用の取消を申請した場合・・・7割
- ③ 利用変更手続きにより変更後の利用料金が変更前の料金を下回る場合・・・差額の7割

利用料金のお支払い

ホール利用料は基本的には申請時に現金でのお支払いとなりますが、振込みを希望されるお客様は**3営業日までに**指定口座に振込みをお願いします。期日までに振込みを行えない場合は、ご利用のホール事務所までご連絡ください。

※振込みの場合、利用承認書は約1ヶ月前の打合せ時にお渡しいたします。

（→裏面に続く）

当日スタッフの配置に関して

会館スタッフは、常設設備の安全管理や非常時の誘導等を行います。催事の演出・進行に必要なプランナー、技術スタッフおよび搬出入・仕込・転換要員は主催者側で手配してください。

各ホールでの事前打ち合わせ

ご利用日の1ヶ月前を目安に、ご利用のホール事務所に電話予約をされたうえでホールスタッフと催し物内容の事前打ち合わせを行ってください。

事前打ち合わせはご利用の各ホール事務所にて行わせて頂きます。

※下見をご希望の際も、ご利用のホール事務所に電話予約をしてください。

※他の利用者がホールを使用している時間は下見が出来ませんのでご注意ください。

**事前打合せにご持参いただきたいもの
タイムスケジュール、プログラム等進行がわかるもの**

ホールの利用時間

①ホールの利用時間は事前準備・片付けの時間を含みます。

② ピアノご利用時に調律を希望される場合はホールの利用時間内での調律(約2時間)となります。

※ピアノの調律に関しては必ず事前にご相談下さい。

③ 宅配便等での荷物、資料、花等を送られる方は、ホールの利用日利用時間内をお願いいたします。

※ 利用時間外での荷物等の受取はいたしかねますのでご了承ください。

楽屋・附帯設備利用料等追加分の精算

楽屋・附帯設備利用料金等、追加で発生したものに付きましては、ご利用当日に現金でお支払い頂くか利用後3日以内に指定の口座にお振込みください。

現状復帰に関して

お客様の故意・過失などによって、ホール設備及び備品等が破損・汚損した場合は弁償・修理代等を請求させて頂く場合がございますのでご了承ください。

また、ロビーや楽屋等備品は従来の場所に片付けてのご退館をお願いいたします。

駐車場に関して

荷物の搬入等、主催者用として無料でご利用頂けます。打ち合わせの際に申請してください。なお一般の来場者用の駐車場はございません。

四谷は5台、牛込筆筈は4台、角筈は3台までホール利用時間内に駐車する事が出来ます。

※各ホール車体のサイズに制限があります。お問い合わせください。

その他、ご利用に際しての注意事項とお願い

- ① ポスターチラシ、チケット、案内状等を配布する場合はホールの電話番号を記載しないでください。
- ② ホール内で募金活動や書籍等物品販売等、金銭の授受が発生する場合はホール料金が「入場料徴収あり」の金額となります。
- ③ 火気等を使用する場合は指定の消防署へ「禁止行為の解除承認申請」を行ってください。
(四谷・牛込筆筈) ※角筈区民ホールでは火気等禁止行為を解除し使用することは出来ません。
- ④ ホール客席内は飲食禁止となっています。
- ⑤ ゴミのお持ち帰りをお願いしておりますので、ごみ袋等をご用意ください。
- ⑥ 演劇・ダンス・演奏会等の公演や発表会等催事において、照明や音響の演出、舞台監督などが必要な場合は主催者様にて外部専門業者の手配等をお願いいたします。

新宿区暴力団排除条例

(平成24年12月1日施行)

新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準

(令和元年10月1日施行)

区民ホールの利用の目的・内容が以下のものと認められる場合は、利用の不承認または利用を取消す場合があります。

- ・暴力団の活動を助長し、また暴力団の運営を資すると認められる場合
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第二条で規定する差別的言動をすると認められる場合

◇ご不明な点はホールスタッフまでお気軽にご相談ください

お問い合わせ・受付時間は各ホールとも

午前 8 時 30 分から午後 7 時までです。

四谷区民ホール

8 階ホール事務所 TEL (03) 3351-2118

牛込算筒区民ホール

1 階ホール事務所 TEL (03) 3260-3421

角筈区民ホール

2 階ホール事務所 TEL (03) 3377-1372